

船橋市自然環境調査検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 次期生物多様性ふなばし戦略の策定にあたり、市が実施する自然環境調査の円滑な実施及びその調査結果を踏まえた本市の自然環境に関する事項の整理・検討等を目的に、船橋市自然環境調査検討委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自然環境調査の円滑な実施に関すること。
- (2) 本市の自然環境に関する事項の整理・検討に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自然環境調査に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、12人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 学識経験者
- (2) 自然環境の保全に係る団体の代表者
- (3) その他市長が適当と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となり、議事を整理する。ただし、委員長が互選される前に招集される検討会については市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、市職員その他関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

(災害補償)

第7条 委員の業務にかかる事故は、議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年2月1日から施行する。